

大容量ファイル送受信サービスの共同調達に係る
仕様書

令和8年9月

1. 基本事項

(1) 調達名称

大容量ファイル送受信サービス共同調達

(2) 調達の背景と目的

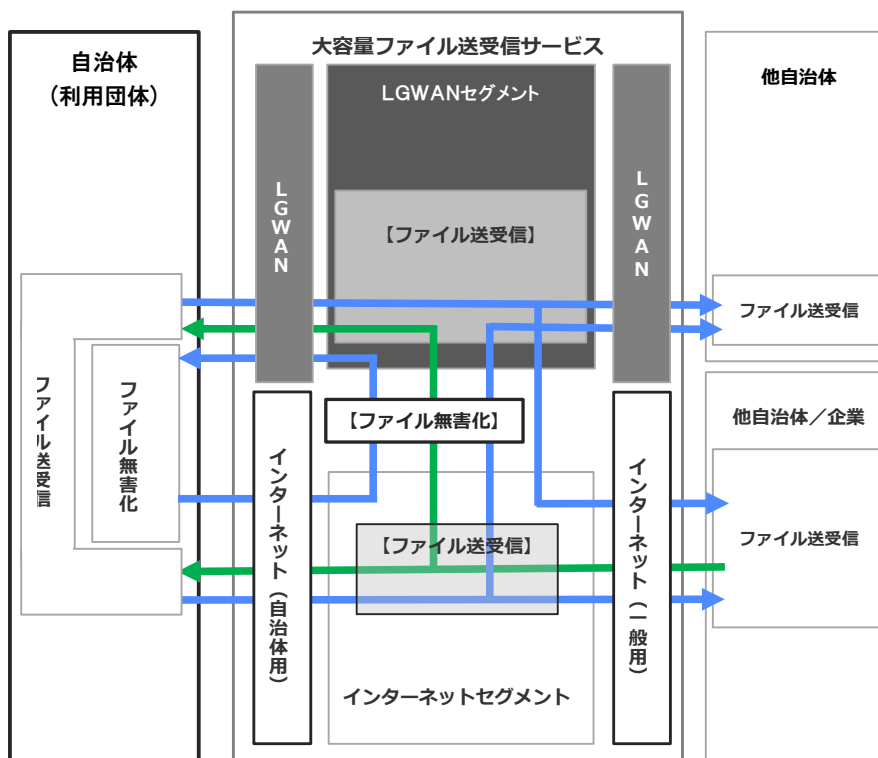
近年、サイバー攻撃は高度化・多様化しており、外部から受領したファイルを起点とするマルウェア感染や情報漏えい事故が全国的に発生している。従来のウイルス対策ソフトのみでは、ゼロデイ攻撃やマクロ型攻撃などの脅威を防ぎきれず、自治体における情報セキュリティ対策の強化は急務となっている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、関係機関・民間事業者との大容量ファイルや重要データの授受が増加しており、メールシステムでは容量・安全性の両面で限界が生じている。このため、安全かつ効率的なファイル受け渡し環境の整備が求められている。

本調達は、増加する大容量ファイルや重要情報の電子的な授受における安全性と効率性を確保するとともに、外部から受領するファイルを起点としたマルウェア感染や情報漏えいリスクを低減することを目的として、大容量ファイル送受信サービス（無害化機能を備えたクラウド型 ASP サービス）を共同で調達するものである。

共同調達・共同利用により、各自治体が同一水準のセキュリティ環境を確保しつつ、導入・運用の標準化とコストの最適化を図ることが可能となる。また、当該サービスを用いることで、インターネットと LGWAN 間のファイル授受時に自動的に無害化处理を行い、安全な受け渡しが可能となるとともに、メールでは対応が困難であった大容量ファイルの送受信にも対応し、業務の効率化を促進する。これらにより、自治体ネットワークの安全確保、行政事務の安定運用及び自治体が保有する情報資産の保護に寄与するものとする。

(3) 概要図

本調達における大容量ファイル送受信サービスの概要図は以下のとおりとする。



(4) 共同調達団体

本調達における共同調達団体及びライセンス数は以下のとおりとする。

団体名	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	姫島村	日出町	九重町	ライセンス数 合計
導入予定 ライセンス 数(Lic)	330	285	215	463	52	217	137	1,699 Lic

2. 基本方針

本調達における基本方針は以下のとおりとする。

(1) 安全性の確保

外部から受領するファイルに起因するマルウェア感染等のリスクを排除し、自治体ネットワークの安全性を最優先とすること。

(2) 効率的な運用の実現

職員等が、ウェブブラウザを介してアクセスし操作する形式を採用し、安全かつ簡便にファイルの授受を行える環境を整備し、行政事務の効率化を図ること。

(3) 共同利用による標準化とコスト最適化

共同調達・共同利用により、機能の標準化を進め、自治体間で均一のセキュリティを確保するとともに、コスト削減及び予算の有効活用を図ること。

(4) 継続的なサービス改善の確保

サービス提供者は、セキュリティ脅威の動向や技術進化に対応した継続的な機能改善・保守を行うこと。

3. 業務範囲

本調達サービスにおいて、受注者が提供する業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① ファイル送受信サービスの提供
- ② ファイル無害化処理の提供
- ③ 一般及び自治体ユーザーの管理機能の提供
- ④ ワンタイム送信機能の提供
- ⑤ サービスの運用・保守及び問い合わせ対応
- ⑥ データセンター環境の提供
- ⑦ 管理者向けログ閲覧・ダウンロード機能

4. 見積もり範囲

本調達サービスにおける、見積もりの範囲は以下のとおりとする。

- ① 初期費用(サービスの設定等)
- ② ランニング費用(利用料等)

なお、本調達に係る庁内ネットワーク設定作業については、各自治体のネットワーク構成に依

存するため、見積もり範囲には含まないものとする。

5. 要求機能

本調達サービスは、以下の機能を備えるものとする。

(1) ファイル送受信機能

- ① インターネットから LGWAN へのファイル転送時、必ず無害化を行うこと。
- ② パスワード付 ZIP の自動解凍及び無害化が可能であること。
- ③ 同時送信ファイルは 20 個、1 ファイルあたり 1GB（無害化対象は 200MB）まで対応すること。
- ④ 送受信ファイルは 10 日間以上ダウンロード可能であること。
- ⑤ ファイル送信時に各団体内での承認機能を団体ごとに選択できること。
- ⑥ 宛先指定は 99 箇所まで可能であること。
- ⑦ 送信一覧画面から送信ファイルのダウンロード状況の確認、取消ができること。
- ⑧ 受信一覧画面から受信ファイルの再ダウンロードができること。

(2) ファイル無害化機能

- ① OPSWATなどのファイル無害化エンジンによる無害化処理を提供すること。
- ② 無害化できない場合、送信者及び受信者にメッセージ表示されること。
- ③ パスワード付きの無害化に対応すること。

(3) ユーザー登録機能

- ① 自治体ユーザーと一般ユーザーを区別して登録できること。
- ② 自治体ドメインによる登録制限が可能であること。
- ③ CSV による一括登録／停止に対応すること。
- ④ ログイン後のパスワード・ユーザー名変更が可能であること。

(4) ワンタイム送信機能

- ① ユーザー登録不要で外部からファイルを受信できる URL を発行できること。
- ② 上記URL の有効期限は 24 時間以内、送信は 1 回限りとする。

6. 対象ファイル形式

本調達サービスが無害化に対応するファイル形式の例は以下のとおりとする。

- ① オフィス文書：xls, xlsx, xlsxm, xlt, xlsx, xlsxm, xlam, doc, docx, docm, dot, dotx, dotm, ppt, pptx, pptm, pot, potx, potm, pps, ppsx, ppsm, ppam, sldx, sldm, vsdx, vsdm, vdx, vssx, vssm, vsx, vstx, vstm, vtx, one
- ② その他文書：txt, csv, rtf, jtd, jtdc, pdf, xdw, xbd, xct, htm, html, json, rdf, story, tsv, vtxt, xml, odt, ods, ott, ots, odp, otp, hwp, hwp, hwt, cell, show
- ③ 画像：bmp, gif, wmf, emf, png, jpg, jpeg, tif, tiff, apng, cur, dcm, heic, ico, jpx, nef, svg, tiff64, wdp, webp
- ④ 圧縮ファイル：zip, cab, tar, rar, 7z, gz, gzip, xz
- ⑤ CADファイル：dwg, dxf, sfc, jww, p21, dws, dwt, jwc, bfo
- ⑥ メール系ファイル：eml, msg, oft, pst, vcs, ics

- ⑦ 動画・音声ファイル：aac, aiff, avi, bwf, flv, m4a, mov, mp3, mp4, mpeg, mpg, mts, mxf, ogg, opus, rf64, w64, wav, webm, wma, wmv
- ⑧ その他：3ds, aem, ai, asice, asics, crl, dae, dbf, drc, es3, esz, har, hta, jhd, lnk, pck, prn, rvm, shp, shx, spf, tds, tse, tsec, tsez, twb, twbx, u3d, utib

7. 品質要件(SLA)

本調達サービスは以下の品質要件を満たすこととする。

- ① 障害検知からの一次対応：原則 2 時間以内
- ② 復旧対応：障害区分に応じて迅速に対応すること
- ③ データ保存：10 日間以上ダウンロード可能であること
- ④ 送受信ログは 12 ヶ月保持すること

8. セキュリティ要件

本調達サービスは以下のセキュリティ要件を満たすこととする。

- ① 通信はTLSによる暗号化を必須とし、HTTPSプロトコルを使用すること
なお、通信の暗号化に使用するサーバ証明書の取得、更新、およびそれに伴うすべての費用（認証局への支払いを含む）は、受注者の負担とする。また、契約期間中に証明書の有効期限切れによるサービス中断が発生しないよう、適切な更新管理を実施すること。また、サーバ証明書は、主要なブラウザ（Microsoft Edge, Google Chrome, Apple Safari, Mozilla Firefox等）およびOSに標準でルート証明書が組み込まれているパブリック認証局から発行されたものを使用すること。自己署名証明書や、個別にルート証明書のインストールを必要とするプライベート認証局の発行によるものは認めない。
- ② LGWAN-ASP として適切な分離環境が構築されていること
- ③ 外部委託を行う場合は事前に自治体の承認を得ること
- ④ 個人情報及び本業務にて知り得た非公開情報の取扱いは関連法令を遵守すること

9. データセンター要件等

本調達のサービスは Tier3 相当の設備要件を満たすデータセンターを用いたサービス基盤を利用すること。

また、本サービスの提供に用いるサービス基盤は、以下の認証を取得していることとする。

- ① ISO/IEC 20000
- ② ISO/IEC 27001
- ③ ISO/IEC 14001
- ④ プライバシーマーク

10. サービス提供期間

本調達サービス提供期間は次のとおりとする。

令和8年12月1日から令和9年3月31日までを基本とし、具体的なサービス提供開始日は、各団体と受注者が協議の上決定する。

11. 成果物

本調達サービスにおいて受注者は以下の成果物を提出すること。

- ① 操作マニュアル
- ② 管理者マニュアル
- ③ 利用ログ(必要時)

12. 契約

本調達に伴う契約は、1. 基本事項(4) 共同調達団体とそれぞれ行うものとする。

13. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、1. 基本事項(4) 共同調達団体それぞれと協議の上決定する。